

2月16日(水)～3月15日(火)

市民税・県民税および所得税 申告はお早めに

令和4年度市民税・県民税および令和3年分所得税の申告受付が始まります。
期間中は、申告会場が大変混み合います。所得税の申告書は自分で作成し、税務署へ郵送やデータ送信することもできます。



☎市民税課
IP050-5801-5604
FAX0748-24-5577

申告の方法と 日程・会場

提出方法は、次の3つです。

①特設の申告会場で提出する ※混雑の状況により、受付時間を繰り上げることがあります。

受付日	会場・開設時間(12:00～13:00は除く。)*いずれの会場でも申告することができます。	
2月9日(水) 10日(木)	還付の申告	やわらぎホール 9:30～15:30 (能登川コミュニティセンター隣)
2月15日(火)		八日市文化芸術会館 9:30～15:30

※医療費控除など還付申告の人
※作成済みの還付申告書は、近江八幡税務署へも提出できます。

	市民税・県民税の申告、確定申告のいずれも受付	市民税・県民税の申告のみ受付
2月16日(水) ～ 3月15日(火) (土・日曜日、 祝日は除く。)	八日市文化芸術会館 開設時間 9:30～15:30 ※3月2日(水)は、午前中のみ受付を行います。	各支所・出張所 開設時間 9:00～16:00 ※事情により、八日市文化芸術会館に行くことができない人の申告に限り受け付けします。
	◆地区相談会場 2月16日(水)～28日(月) 9:30～15:30 ・税理士による事業所得者を中心とした「地区相談会場」が設置されます。 困事業所得者・不動産所得者 ※譲渡所得の申告相談(土地建物や株式)は行いません。直接、近江八幡税務署で申告してください。	◆開設時間の延長 3月10日(木) 17:00～18:30

②市役所新館・各支所の「申告書提出ポスト」へ投函する

2月9日(水)から3月15日(火)まで、市役所新館は24時間(土・日曜日、祝日を含む)、支所は平日のみ(8:30～17:15)に申告書提出用ポストを設置しますので、ご利用ください。

③近江八幡税務署へ提出する

e-Tax(データ送信)や郵送でも提出できます。
〒523-8502 近江八幡市桜宮町243番地2



確定申告に関する
問合せ先
近江八幡税務署
☎0748-33-3141

市民税・県民税の申告に関する問合せ先
市民税課
IP050-5801-5604
FAX0748-24-5577

◆所得税の申告書作成が自宅で簡単に!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接税務署に提出することで、会場の混雑を避けることができます。また、事前に税務署でID・パスワードを取得しておけば、パソコンなどから申告書データを送信して申告を済ませることができます。詳しくは、近江八幡税務署へ問い合わせてください。



▲国税庁ホームページ

申告前にチェックしましょう

- 申告者の本人確認書類
- 「確定申告のお知らせ」ハガキまたは申告書、利用者識別番号などの通知(税務署から届いた人は持参してください。)
- 源泉徴収票(給与収入や年金収入のある人)
- 社会保険料納付確認書(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付している人には、1月中旬に市役所から送付します。)
※国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書を必ず持参してください。
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 令和3年中に支払った医療費控除の明細書(医療費控除を受ける人)
※事前に受診者、医療機関ごとに集計し、明細書を作成してください。
※領収書の添付は不要ですが、5年間自宅で保管してください。
- 障害者手帳・療育手帳など(障害者控除を受ける人)
- 收支内訳書(農業や事業、不動産所得のある人)
- 寄附金控除証明書または寄附金の受領書(寄附金控除を受ける人)
- 住宅借入金控除関係書類(住宅ローン控除を受ける2年目以降の人)
- その他の所得や経費の証明書類
- 申告者本人の金融機関の口座が分かるもの(還付を受ける人)

本人確認書類の提示または
写し(コピー)の添付が必要です。

本人確認書類

■マイナンバーカードをお持ちの人は
マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)ができます。

■マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類
 ≪本人のマイナンバーを確認できる書類≫
 ・通知カード(顔写真のないもの)
 ・マイナンバーの記載がある住民票の写しなどのうちいずれか一つ



身元確認書類
 ≪記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる顔写真付きのもの≫
 ・運転免許証・身体障害者手帳・在留カード
 ・パスポート などのうちいずれか一つ

※申告には、マイナンバーの記載が必要です。マイナンバーの記載は、本人以外に控除対象配偶者や扶養親族も必要です。(扶養親族の本人確認書類は不要)

こんなときは税務署で申告を

- 次の所得などに関する申告は、市内申告会場では受け付けできません。近江八幡税務署で申告してください。
- ①譲渡所得
土地・建物の売買や株式の取引による収入などの申告
上場株式などに係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
 - ②配当所得
上場株式の配当などで申告分離課税の適用を選択したもの
 - ③青色申告
※2月16日(水)～28日(月)は、八日市文化芸術会館でも受け付けます。

- ④準確定申告 亡くなられた人の申告
- ⑤先物取引・FX(外国為替証拠金取引)
- ⑥住宅借入金等特別控除(初年分)
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修、住宅特定改修、認定住宅新築等特別税額控除を新たに申告する場合
- ⑦過年分(令和2年分以前の申告)
- ⑧雑損控除
台風などの災害、盗難などで被害を受けた場合の控除